

## 新たな在留外国人台帳制度の早期成立を求める意見書

我が国の経済発展及び国際化の進展に伴い、在留外国人が増加するとともに、滞在期間の長期化・定住化が見られる。平成 18 年末における外国人登録者数は 208 万人を超え、10 年前に比べると約 67 万人も増加しており、地域の経済活動を支える一定の原動力ともなっている。また、今後の更なる国際化の進展及び我が国の人口減少傾向による労働者不足を勘案すると、在留外国人の一層の増加が見込まれる。

このような中、外国人の在留管理については、出入国管理及び難民認定法と外国人登録法により二元的に行われていることなどから、地方自治体では在留外国人に係る情報の正確な把握が不十分となっており、行政サービスの提供を的確に行う上で様々な問題点を生み出している。

そのため、外国人登録事務協議会全国連合会や外国人集住都市会議などにおいて、外国人登録制度を含む出入国管理制度の改善に向けて、国へ要望がなされてきたところである。

国では、平成 19 年 6 月 22 日に「規制改革推進のための 3 か年計画」を閣議決定し、その中で、在留外国人の公正な管理などを目的とした制度を改編する関係法案を、遅くとも平成 21 年の通常国会までに提出すると時期を明確にされた。しかし、外国人の在留に係る情報の把握は、地方自治体にとって喫緊の課題であることから、国におかれては、新たな在留外国人台帳制度の早期の成立及び施行されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 3 月 21 日

岐阜県可児市議会

衆議院議長	河野	洋平	様
参議院議長	江田	五月	様
内閣総理大臣	福田	康夫	様
総務大臣	増田	寛也	様
法務大臣	鳩山	邦夫	様